

所得税確定申告書を 自身で作成する方へ

納付額確認書の発行について

所得税確定申告書を自身で作成し、税務署に提出する方に、各種保険等の納付額確認書を発行していただきます。発行には手続きが必要です。

- ▼**対象額** 平成30年1月1日から12月31日までの間に国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料を納付書または口座振替で納付した保険税等の額
- ▼**申請場所** 税務課(役場本庁1階)
- ▼**交付手数料** 無料
- ▼**必要書類** 本人確認ができるもの

(の(運転免許証等)

※年金天引き(特別徴収)で納付している場合は、年金支払者から送付される源泉徴収票で各保険税等の納付額の確認をお願いいたします。

※税務課が行う申告相談会で申告する方は、納付額確認書の提出は不要です。

▼**問合せ** 税務課庶務諸税係

☎726936



税法上の障害者控除認定

要介護認定を受けている方で、次に該当する方は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することで、税の申告の際に障害者控除を受けることができます。発行には手続きが必要です。

▼**対象者** 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であることの認定基準」に該当する方

※要支援1・2の方は除きます。

▼**申請者** 本人または本人を扶養申告する方

▼**交付手数料** 無料

▼**必要書類** 介護保険被保険者証・印鑑・本人以外が申請する

場合は本人確認ができるもの(運転免許証等)

※基準があるため、要介護認定を受けている方が必ずしも対象になるとは限りません。

※身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳により税の申告を行ってください。

※発行には20分程度時間がかかります。

▼**問合せ** 保健福祉課介護保険係

☎726910



大田原税務署の 確定申告会場

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり設置します。

▼**期間** 2月18日(月)～3月15日(金)(土日を除く)

▼**受付時間** 午前8時30分～午後4時(相談時間は午前9時から)

※申告書の提出は午後5時までです。申告書の作成には時間を要しますので、午後3時頃までにお越しください。なお、会場の混雑状況で受付を早めに締め切ることがあります。また、確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

▼**閉庁日対応** 県内では宇都宮税務署のみ次の日に申告相談等の対応を実施します。

・2月24日(日)、3月3日(日)

▼**問合せ** 大田原税務署(代表)

☎0287-22-3115
〒324-8642
大田原市紫塚1-5-54



税理士による還付申告 無料税務相談のご案内

関東信越税理士会大田原支部では、確定申告期にあわせ各会員事務所へ還付申告無料税務相談を実施します。

▼**日時** 2月6日(水)午前9時30分～午後4時

▼**場所** 関東信越税理士会大田原支部各会員事務所

▼**対象者** 所得金額300万円以下の給与所得者と年金受給者で少額の還付申告をされる方

▼**申込方法** 自宅または勤務先近くの税理士やお問い合わせの税理士に前日までに電話でお申し込みください。

▼**問合せ** 関東甲信越税理士会大田原支部(室井)

☎0287-48-6712

訂正

広報那須12月号12ページ「地域おこし協力隊活動レポート」の隊員名に掲載誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

誤：新川 新己
正：新川 真己